

「誰もがいつまでも住み慣れた地域で
自分らしく暮らせるまち」をめざして

那須町おかえりサポート事業等実施マニュアル

令和 8 年 10 月

那 須 町

はじめに

本町の高齢化率は、令和 8 年 4 月に約 44.31% となり、令和 22 年には 2 人に 1 人は 65 歳以上となると予測されております。また、障がい者は微増しており、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者はここ 5 年で約 1.3 倍に増加しています。

今後、一人暮らしの高齢者や障がい者の世帯、高齢者や障がい者のみの世帯、また認知症高齢者の支援が必要とされています。

そのような中、町でも認知症高齢者や障がい者が外出し行方不明になるというケースが発生しています。

これまでも独居高齢者等には高齢者見守りネットワーク事業において日常の安否確認を関係事業所等の協力により実施し、生命の危機を未然に防いできたところですが、さらに地域で支える取り組みが必要であると考え、平成 31 年 2 月より「おかえりサポート事業」を開始しました。

認知症や障がいがあっても、本人やその家族が住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができるように、また地域の誰もが認知症や障がいについて正しく理解し、支え合えることができる地域、地域共生社会の実現が重要になります。

今後とも、事案発生時はもとより、日頃からの関係機関の情報共有、連携を深め、誰もが地域で安心して暮らせるよう進めてまいりますので、関係機関や地域の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 10 月

もくじ

I	総論＜おかえりサポート事業の概要＞……………	3
1	事業の目的	
2	対象となる方	
3	事業の概要	
II	各論＜おかえりサポート事業の実際＞……………	4
1	全体の流れ	
2	それぞれの機関の役割	
3	実施マニュアル	
	(1) 事前登録・変更	
	(2) 事案の発生及び情報発信・情報提供依頼	
	(3) 捜索活動（「消防団行方不明者捜索出動要請要綱」に基づく）	
	(4) 事案の終結	
4	関係機関連絡先一覧	
5	全体フロー図	
6	その他の取り組み	
III	資料編……………	12
	＜おかえりサポート事業関連＞	
	○那須町おかえりサポート事業実施要綱	
	○那須町おかえりサポート事業事前登録（変更・廃止）届出書	
	○情報提供範囲等確認書	
	○行方不明発生時確認書	
	○おかえりサポート事業チラシ（住民啓発用）	
	＜その他の関連事業＞	
	○那須町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱	
	○那須町消防団行方不明者捜索出動要請要綱	

I 総論〈おかえりサポート事業の概要〉

1 事業の目的

那須町おかえりサポート事業は、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症（疑いを含む）や心身の障がいにより行方不明になるおそれや不慮の事故等に対処するため、地域の関係機関の連携のもと、早期発見と保護のための協力、行方不明にならないための予防等の支援を行い、認知症高齢者等の安全及び家族等への支援をする取組です。

2 対象となる方

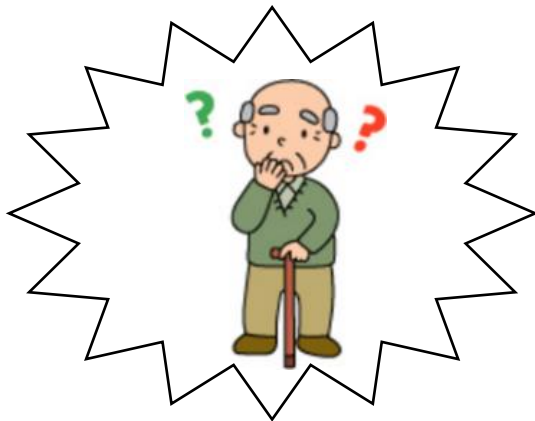
- (1) 認知症または認知症の疑いがある方
- (2) 心身に障害がある方
- (3) その他必要な方

3 事業の概要

対象となる方の情報を事前に登録した上で、その方が行方不明となった場合、

- ① 警察署に家族等が行方不明届出を提出
- ② 行方不明となった方の身体的特徴や服装等について「ルリちゃん安全メール」と「那須町安全安心メール」で情報を配信
また、希望により協力事業所にも情報を配信
- ③ メールを受信した方から情報提供を依頼
が主たる支援となります。

また、事案発生時の搜索活動については、「消防団行方不明者搜索出動要請要綱」（総務課所管）に基づき関係機関と連携します。



Ⅱ 各論＜おかえりサポート事業の実際＞

Ⅰ 全体の流れ

- (1) 家族等が行方不明になるおそれのある方を事前に町に登録する。
- (2) その事前登録情報を、警察署、地域包括支援センターと情報共有する。
- (3) 行方不明等の事案が発生した際に、家族等が警察署へ行方不明届を届出し、事前登録者であることを確認したら、警察署は町へ報告。
- (4) 報告を受けた町保健福祉課は、登録者の家族等に事実の確認と情報提供の範囲、捜索活動依頼の希望の有無の確認をし、その依頼のもと、協力事業所、地域包括支援センターに行方不明事案発生の情報提供と協力依頼をする。
- (5) 協力を受けた関係機関は、その情報を基に該当するとおもわれる行方不明者を発見したら保護し警察署へ通報をする。
- (6) 行方不明者が発見された際には、町保健福祉課は終結情報を全関係機関へ提供する。
- (7) 町保健福祉課は、家族等の捜索活動の希望がある場合、町総務課へ直接要請することを促し、また、その情報を町総務課へ提供。
- (8) 町総務課は、直接要請を受付、その可否について決定し消防団等の捜索活動出動要請を実施する。（「消防団行方不明者捜索出動要請要綱」に基づく）

※(7)(8)は、「消防団行方不明者捜索出動要請要綱」に基づき町総務課で担当する。

2 それぞれの機関の役割

機 関	役 割
家族等（届出者）	・那須町おかえりサポート事業の事前登録届出書を町へ提出します。 ・事案発生の際には、速やかに那須塩原警察署へ行方不明届を提出します。 ・届出者は、家族、親族、ケアマネジャーなどで本人に対して責任を持って対応できる方であれば可能です。
ケアマネジャー等	・行方不明のおそれのある方の家族等におかえりサポート事業及び相談窓口の紹介、届出の支援、届出者となります。

	<相談窓口> ・高齢者：町保健福祉課地域共生推進室 地域包括支援センター ・障がい者：町保健福祉課障がい者福祉係
・地域包括支援センター ・社会福祉協議会	・行方不明のおそれのある方の相談を受けた際には適切におかえりサポート事業の紹介をし届出の支援をします。 ・居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)におかえりサポート事業を周知し、届出の支援をします。 ・高齢者の事前登録届出があった場合、町から情報提供があるので、情報の適切な管理を行います。 ・行方不明者の情報がある場合は、町保健福祉課と連携し、早期発見に協力します。
登録機関・関係機関 (介護サービス事業者、障がい者サービス事業者等)	・見守りネットワーク事業に登録している事業所、介護サービス事業所、障がい者サービス事業所等福祉関係事業所、該当地区民生委員などは、行方不明者の情報を受信した場合、行方不明者を目撃、発見した場合、本人の保護、警察への通報に協力します。
町(保健福祉課)	・家族等からの事前登録届出書を受理、内容確認後、那須塩原警察署、地域包括支援センターへ写しを送付、情報の管理を依頼します。 ・年1回程度、情報の更新を行います。 ・事案が発生した際には、家族等に事実の確認、情報配信範囲の確認、搜索活動の希望の有無の確認を行い、適切に情報の配信を行うとともに、町総務課、警察等と連携し、早期発見に協力します。 ・登録事業所との連携の確認のための事業を実施する。(普及啓発や会議、模擬訓練等)
町(総務課)	・行方不明事案が発生し消防団の出動要請があった場合、関係部署と連携し対応します。
那須塩原警察署(生活安全課)	・町保健福祉課から送付された事前登録届出書(写)の情報を適切に管理します。 ・事案が発生した際には、登録者であることを確認したら町保健福祉課へ報告し情報共有します。 ・搜索が必要と判断した場合、町総務課と連携します。
消防署、消防団	・町総務課と連携し、搜索活動を行います。

那須町安全安心メールで行方不明者の情報を配信します。
<以下の QR コードを読み取り説明に従って登録お願いします>

那須町安全安心メール

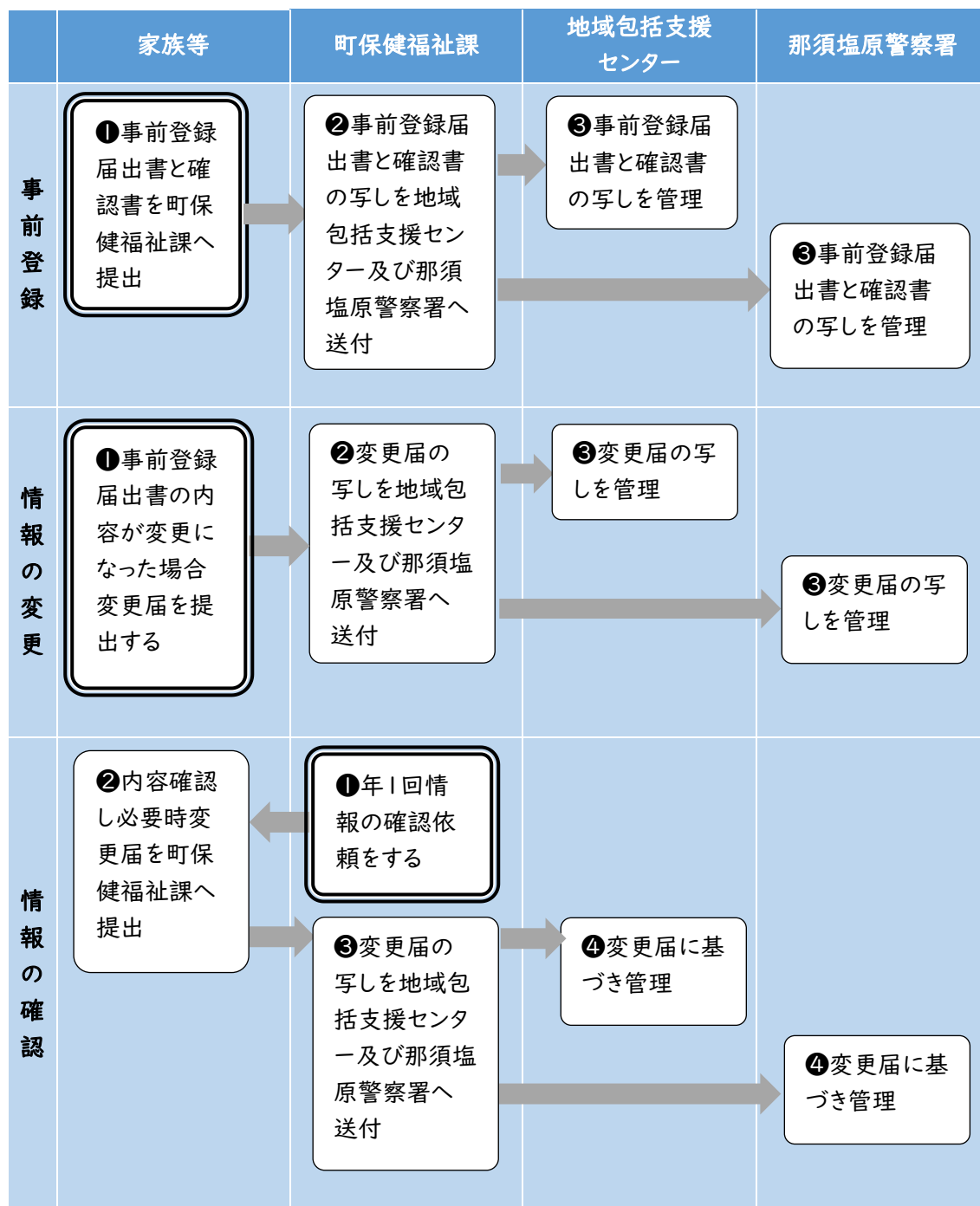


3 実施マニュアル

(1) 事前登録・変更

認知症の方や障がいがあり行方不明になるおそれのある方について、おかえりサポート事業の対象者として登録します。

対象になる方の保護者、家族、介護者などが申請できます。



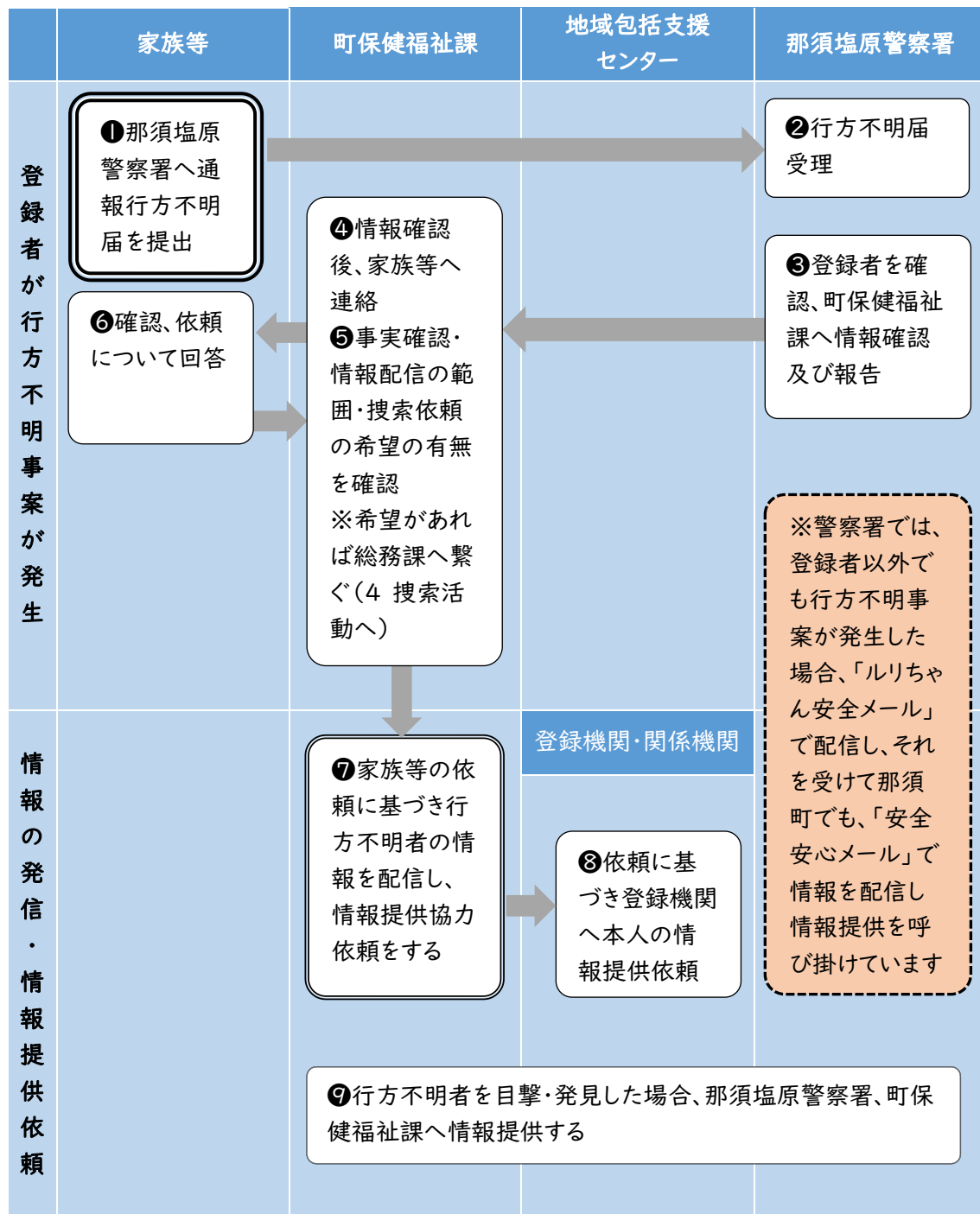
○事前登録には、写真が必要です。写真はできるだけ普段の様子がわかるよう、顔写真（正面）1枚、全身写真（正面）1枚を用意します。

○登録情報に変更があった場合は、変更届を提出してください。

(2) 事案の発生及び情報発信・情報提供依頼

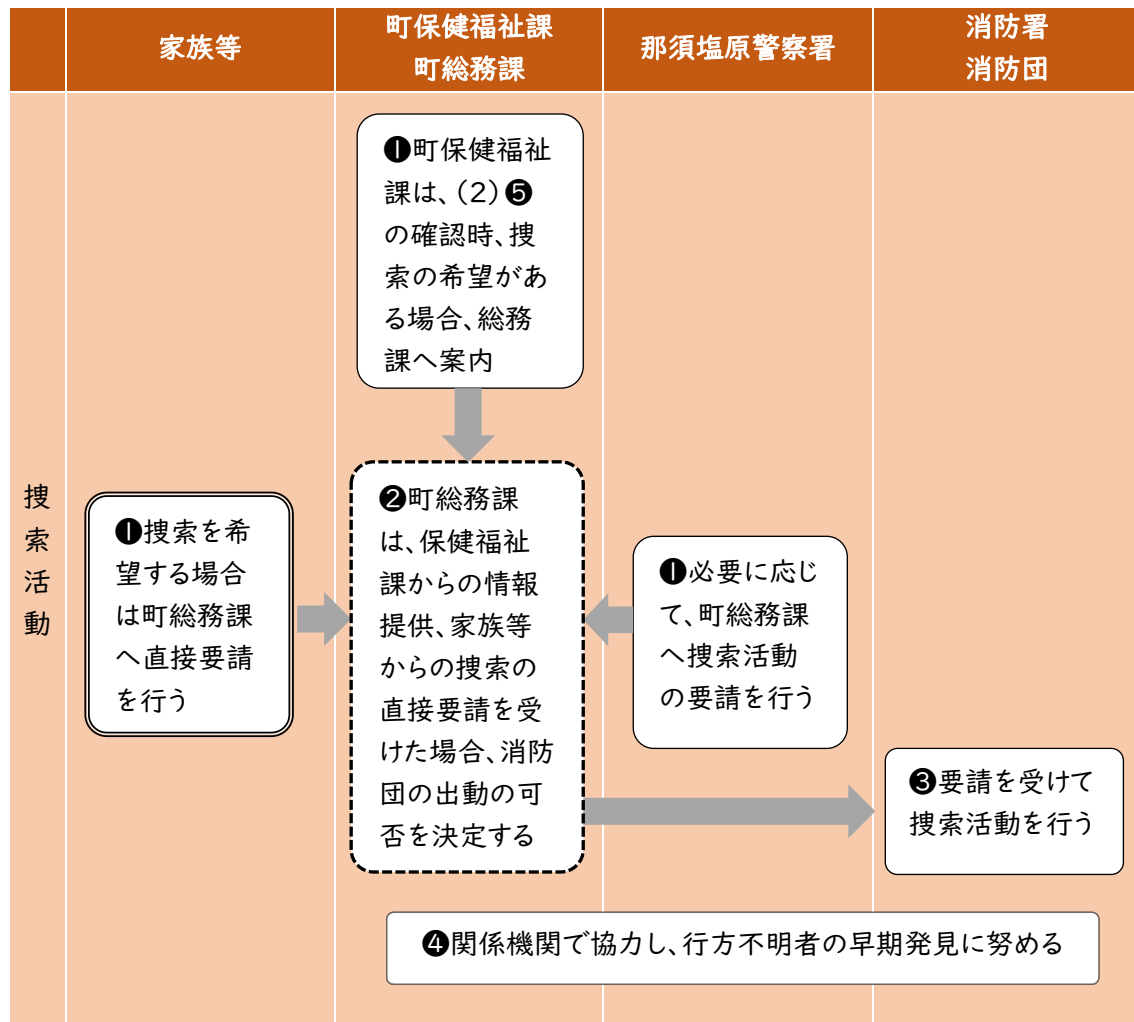
行方不明事案が発生した場合、家族等が近隣を捜して発見することもあります。ある程度捜しても見つからない場合は、早めに警察へ届け出ることが必要です。

警察に行方不明届がされると、町に登録者であることが報告され、町から申請された方へ事実の確認、情報配信の範囲の確認、捜索の出動要請の希望の有無などを確認します。その依頼に基づき、おかえりサポート事業の協力事業者へ情報発信します。



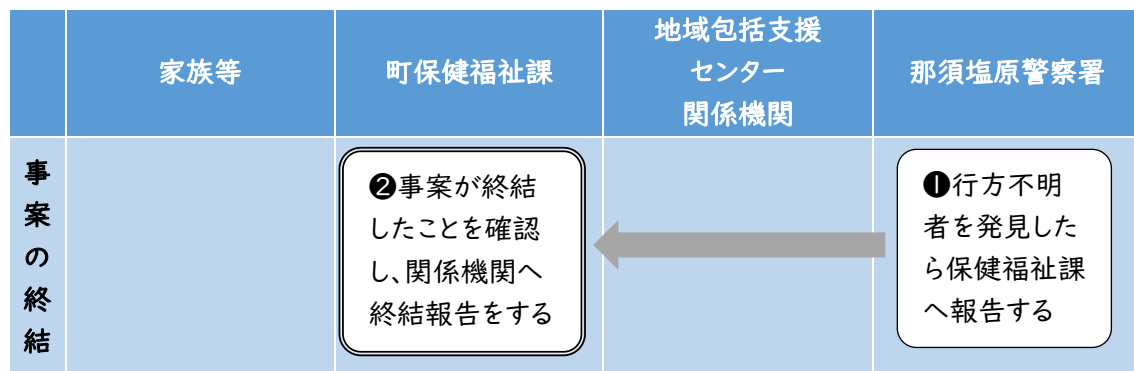
(3) 搜索活動(「消防団行方不明者搜索出動要請要綱」に基づく)

行方不明事案が発生した場合、必要に応じて警察は町へ搜索活動の要請をします。また、家族等の希望により町総務課へ消防団の搜索要請をすることができます。直接総務課へ依頼をしますが、出動の可否は状況によって決定します。



(4) 事案の終結

事案が終結した際には、情報提供先へ事案の終結情報をお知らせします。



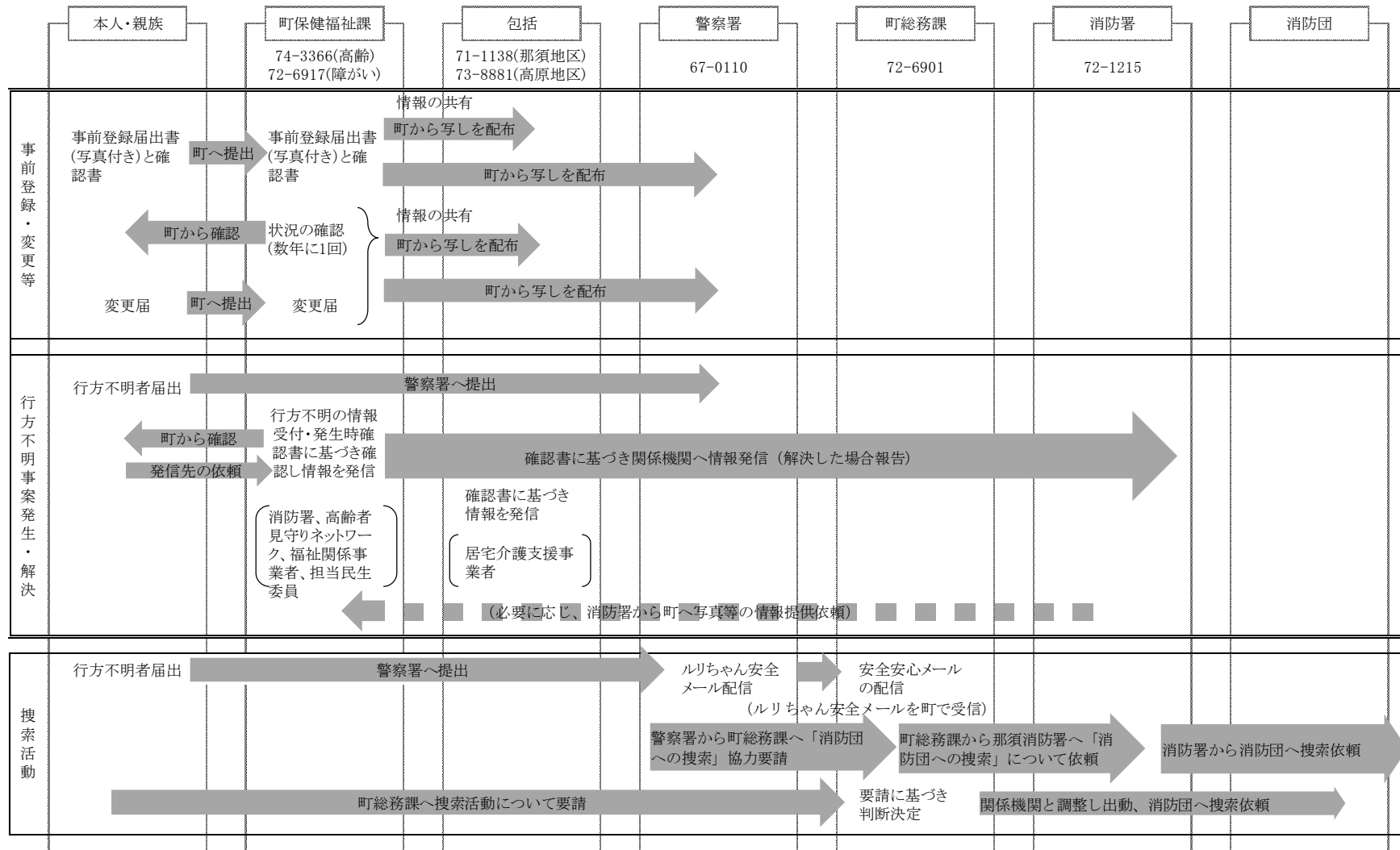
4 関係機関連絡先一覧

市外局番 0287

		那須町 ○保健福祉課 ◇総務課	包括支援 センター	那須塩原 警察署 生活安全課	那須消防 署
平日	8:30 ～ 17:00	○保健福祉課 【高齢者】 地域共生推進室 74-3366 【障がい者】 障がい者福祉係 72-6917 ◇総務防災係 72-6901	【那須地区】 71-1138 【高原地区】 73-8881	67-0110	72-1215
	夜間 17:15 ～ 翌8:30	消防署にて受付 72-1215 ➡各担当	対応なし	67-0110	72-1215
土日 ・ 祝日 ・ 年末 年始	8:30 ～ 17:15	72-6901 (日直対応) ➡各担当	対応なし	67-0110	72-1215
	夜間 17:15 ～ 翌8:30	消防署にて受付 72-1215 ➡各担当	対応なし	67-0110	72-1215

5 全体フロー図

那須町おかえりサポート事業 フロー図 (R8.10.15)



6 その他の取り組み

那須町のすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、おかえりサポート事業だけではなく、見守りネットワーク事業、消防団行方不明者搜索出動要請事業も含め、地域全体で誰もが支え合う地域づくりをめざすことが重要です。

そのために、以下の取り組みを実施します。

(1) 普及啓発活動

認知症や障がいのある方が地域で暮らしやすいよう、各種情報発信、普及啓発活動や研修会等を開催します。

(2) 情報伝達訓練

行方不明届が出された場合を想定し、情報配信が円滑に伝わり、受信した機関が適切に扱い、行方不明者の早期発見、保護につながるようにするために情報伝達訓練を行います。

(3) 模擬搜索活動訓練

行方不明届が出されない場合でも、認知症の疑いや障がいのある方が地域で帰宅困難に陥っている際に、その方を見かけた場合の声のかけ方や対応の仕方を学ぶと同時に、関係機関が連携しその方を安全に保護できるようにするための連携訓練を行います。

(4) 関係機関との連携会議の開催

適切に事業が運営されているかどうか評価、見直し等を行うために、定期的な連携会議を開催します。

Ⅲ 資料編

<おかえりサポート事業関連>

○那須町おかえりサポート事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・13

○那須町おかえりサポート事業事前登録届出書(様式第1号(第3条関係))・・・・・・・・15

写真添付用用紙

○那須町おかえりサポート事業登録(変更・廃止)届出書(様式第2号(第3条関係))・・17

○行方不明発生時確認書(事前登録時記載)・・・・・・・・・・・・・・・・・18

○おかえりサポート事業チラシ(住民啓発用)・・・・・・・・・・・・・・・・・20

<その他関連事業>

○那須町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・21

○那須町消防団行方不明者搜索出動要請要・・・・・・・・・・・・・・・・・23

○那須町おかえりサポート事業実施要綱

(平成 31 年 2 月 1 日告示第 11 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、安心して住み慣れた地域で暮らせるように地域における見守り体制を構築するとともに、増え続ける認知症高齢者等の徘徊、不慮の事故等に対処するため、当該認知症高齢者等の早期発見と保護のための搜索、徘徊の予防等の支援を行い、認知症高齢者等の安全及び家族等への支援を図ることを目的とし、那須町おかえりサポート事業(以下「おかえり事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 おかえり事業の対象者(以下「認知症高齢者等」という。)は、町内に住民票を有し、かつ、行方不明になるおそれがある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認知症又は認知症の疑いのある者
- (2) 心身に障がいがある者
- (3) その他町長が必要と認める者

(登録方法)

第 3 条 認知症高齢者等の親族、成年後見人等で、おかえり事業の趣旨を理解し当該事業を利用する者は、那須町おかえりサポート事業事前登録届出書(様式第 1 号)により町長に届出し、事前登録を行うものとする。

2 前項の事前登録を行った者(以下「届出者」という。)は、当該登録事項に変更が生じた場合又は登録を廃止しようとする場合は、那須町おかえりサポート事業登録(変更・廃止)届出書(様式第 2 号)を、速やかに町長に届け出なければならない。

3 町長は、必要に応じて前 2 項の登録内容の確認を行うものとする。

(情報の共有)

第 4 条 町長は、前条の規定により登録又は廃止した情報を町内の地域包括支援センター及び那須塩原警察署(以下「警察署」という。)に情報提供するものとする。

(メール配信システム)

第 5 条 町長は、届出者等から警察署に認知症高齢者等の行方不明者届が提出され、警察署から町に情報提供があったときは、電子メールにより当該認知症高齢者等の情報を配信する。

2 行方不明となっている認知症高齢者等(以下「行方不明者」という。)が発見されたときは、電子メールにより当該情報を配信する。

(情報の提供)

第 6 条 前条第 1 項の規定による電子メールを受信した全ての者は、行方不明者の発見又は情報提供に協力するものとする。

- 2 町長は、住民等から行方不明者の発見又は情報提供があったときは、直ちに警察署へ報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 おかえり事業に関わる者は、当該事業に関する情報について那須町個人情報保護条例(平成17年条例第1号。以下「保護条例」という。)の規定を遵守するほか、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

- 2 町が、保護条例第7条第1項第3号により提供する情報は、親族等が同意する範囲内で行方不明者の発見に必要な最小限度とする。

- 3 情報の提供を受けた関係機関その他情報提供を受けた者は、町からの情報を目的以外に使用してはならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

那須町おかえりサポート事業事前登録届出書

【登録者情報】

フリガナ			生年月日		性別	
氏名			年 月 日		男 女	
住所(地区名)	那須町大字 ()					
電話番号	自宅 携帯電話					
特 徴	身長	cm くらい	体重	kg くらい	体型	太め 普通 やせ形
	頭 髪		顔 型		眼 鏡	あり なし
	その他	氏名は言えますか ☐ 言える ☐ 言えない				
		住所は言えますか ☐ 言える ☐ 言えない				
	旧姓 [] 愛称 []					
特 記 事 項	(保護時に注意してほしいこと、対応に注意してほしいこと)					
写 真	別添のとおり写真を添付します。【写真撮影日】 年 月 頃					

【緊急時の連絡先】

氏 名(フリガナ)	続柄等	連絡先(電話番号)

居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)又は相談支援専門員

事業所名	フリガナ	電話番号
	氏名	
		事業所: 携 帯:

私は上記のとおり那須町おかえりサポート事業の事前登録の届出をいたします。

なお、この届出書の情報を那須町、地域包括支援センター及び那須塩原警察署が管理し、登録となった場合には、早期発見の可能性を高めることを目的として、登録者に関する情報や行方不明時の状況等について、那須町、地域包括支援センター及び那須塩原警察署が協力者に対して情報提供することに同意します。

那須町長 様 年 月 日
住所
氏名 ㊞ (続柄)
電話番号

受付印

那須町おかえりサポート事業 写真添付用紙

氏名 _____

顔写真

撮影日

年 月 頃

全身写真

撮影日

年 月 頃

様式第2号（第3条関係）

那須町おかえりサポート事業登録（変更・廃止）届出書

那須町長 様

年 月 日

住所

氏 名

印

(登録者との続柄

)

年 月 日付けで那須町おかえりサポート事業の事前登録届出書を提出いたしましたが、次のとおり[変更 ・ 廃止]の届出をいたします。

【登録者情報】

フリガナ		生年月日	性別
氏名		年 月 日	男 女
住所(地区名)	那須町大字 ()		
変更する内容			
廃止する理由	☐ 町外に転出する(した)ため ☐ その他 ()	受付印	

情報提供範囲等確認書（事前登録時記載）

登録者

[当初…黒字 変更1…赤字 変更2…青字又は緑字]

【情報提供範囲】

警察署及び町発信のメールで、メール登録者への情報提供以外で、情報提供を希望する範囲にレ点をつけてください。

☐ 消防署から消防団員へメールの内容を情報提供

☐ 写真、氏名等個人情報を含む内容也可

☐ 高齢者見守りネットワーク事業協力者及び福祉関係事業者（ケアマネジャー、サービス提供事業者等）にメールの内容を情報提供

☐ 写真、氏名等個人情報を含む内容也可

☐ 地区担当民生委員（写真、氏名等個人情報を含む内容）

ただし、上記にレ点がない場合でも、命のかかわるような場合、警察署等と協議し、写真、氏名等個人情報を含む内容を情報発信することもあります。

メールの内容（例）

○月○日○時頃、那須町大字○○で80歳代の男性が行方不明となりました。

特徴：身長160cmぐらい、中肉。白色の上着に、黒色のスポンを着用。
見つけられた方は、110番通報するか、那須塩原警察署（0287-67-0110）へご連絡ください。

【公開する情報の範囲】

行方不明の日時及び場所（大字まで）、年代、性別、届出書にある特徴（その他以外）、服装、持ち物については公表します。

その他、「情報の内容（個人情報含む）」のうち、公表しても良い項目にレ点をつけてください。

情報の内容（個人情報含む）		
氏名	☐ 住所	その他（認知症の有無、特記事項等）
☐ 氏名	☐ 氏名が言えるか否か	
☐ 旧姓	☐ 住所が言えるか否か	
☐ 愛称	☐ 写真	

	当初	変更1	変更2
依頼日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
依頼者			
登録者との関係			
町受付印			

行方不明発生時確認書		(受付者)
連絡年月日	令和 年 月 日 () 時 分	
行方不明者の氏名		
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)	
【連絡者】 ☐ 警察署 ☐ 親族 ☐ その他 } 氏名(行方不明者との関係) _____ 電話番号 _____		
不明時の情報		
発 生 日 時	年 月 日 時 分頃	
最近見かけた場所		
服 装 等	上 下 靴	持ち物他
その他の情報 		
確認事項		
☐ おかえり事業登録者 ☐ おかえり事業登録者以外 ☐ 警察への届出 あり ☐ 警察への届出 なし 両方にチェックがある場合、「情報提供 範囲等確認書(事前登録時記載)」に基 づき、関係機関等に情報を提供する。 →警察署へ届け出をするよう促す。 ☐ 包括 ☐ 消防署 ☐ 福祉関係事業者 ☐ 見守りネット ☐ 民生委員 ☐ 捜索についての情報提供 →警察署へ相談または役場総務課依頼について情報提供		
町処理記入欄 ☐ 情報提供(メール・FAX送信) ☐ ☐		

那須町おかえりサポート事業

那須町おかえりサポート事業は、認知症（疑いを含む）又は心身の障がいにより行方不明になる恐れのある方が迷った時の事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、行方不明になった方を早期に発見する取り組みです。

行方不明のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合、

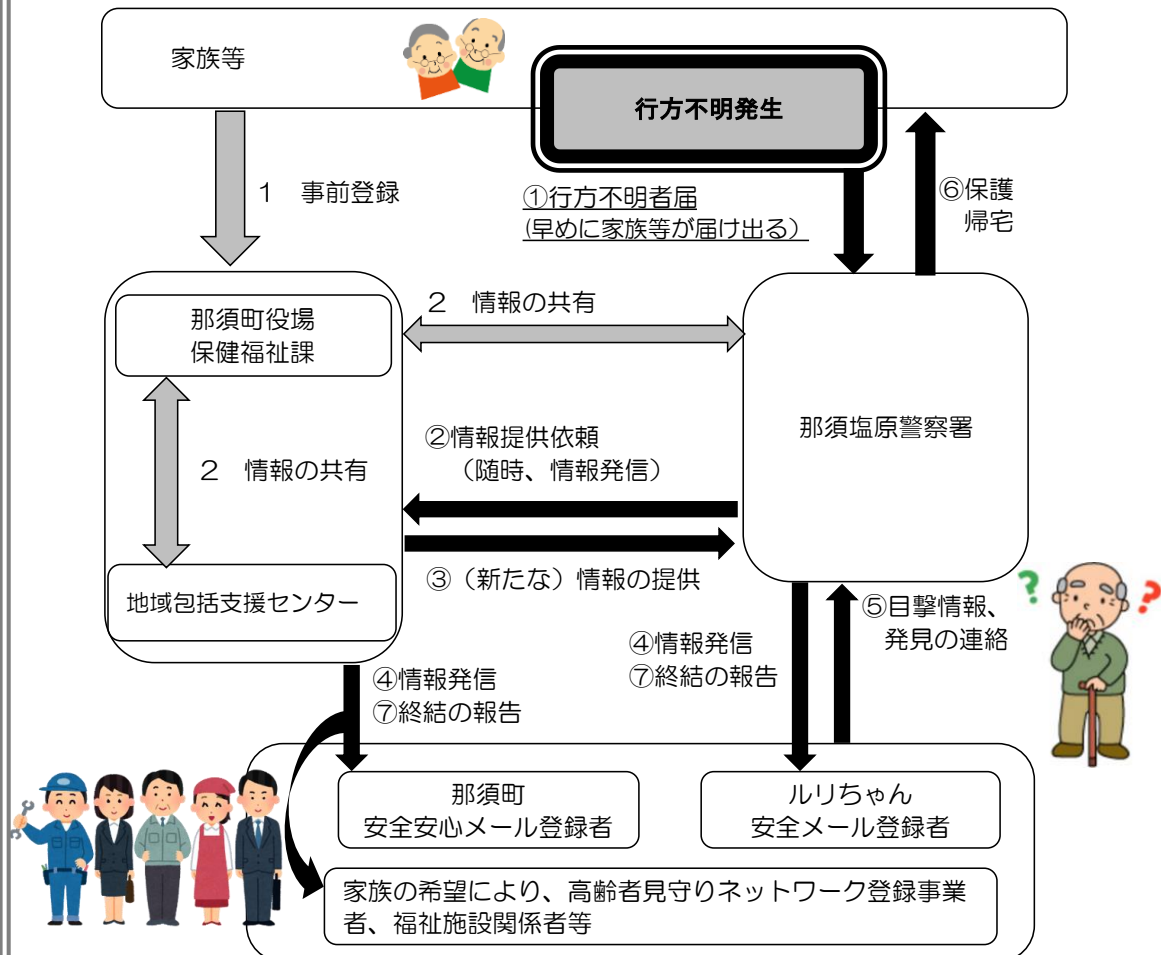
- 1 警察署に家族等が行方不明届出を提出
- 2 行方不明となった方の身体的特徴や服装等について「ルリちゃん安全メール」と「那須町安全安心メール」で情報を配信
- 3 メールを受信した方から情報提供をお願いする

ものです。

メールの内容(例)

〇月〇日〇時頃、那須町大字〇〇で80歳代の男性が行方不明となりました。

特徴：身長160cmぐらい、中肉。白色の上着に、黒色のスポンを着用。
見つけられた方は、110番通報するか、那須塩原警察署（0287-67-0110）へご連絡ください。



家族等関係者の方へ

行方不明届は、早めに出してください。(早期解決につながります。)

○那須町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(平成 23 年 4 月 1 日告示第 53 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように地域における高齢者の見守り体制を構築し、支援の必要な高齢者の早期発見及び早期対応を目的とした高齢者見守りネットワーク事業(以下「見守り事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、那須町に住所を有する 65 歳以上の一人暮らしの高齢者及び 65 歳以上で構成する世帯の高齢者で、ネットワーク事業を理解し、同意(様式第 1 号)を提出した者(以下「見守り高齢者」という。)とする。

2 見守り高齢者について、ネットワーク事業同意書(様式第 1 号)により見守り高齢者台帳(様式第 2 号)に記載するものとする。

(見守りの実施)

第 3 条 見守りの実施にあたっては、見守り高齢者台帳をもとに地区ごとに行うものとする。

(事業協力者の登録)

第 4 条 町長は、次に掲げる機関及び地域住民のうち、ネットワーク事業の趣旨に賛同し、ネットワーク事業の協力者になろうとする者を高齢者見守りネットワーク事業協力者登録票(様式第 3 号)により登録するものとする。

- (1) 警察署(駐在所)、消防署(分署含)及びその他の公的機関
- (2) 介護保険施設、ケアマネージャー及びその他の福祉関係者
- (3) 病院、診療所及びその他の医療機関
- (4) 金融機関、郵便事業会社、新聞店及びその他民間事業者
- (5) 民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ及びその他地域住民

2 町長は、前項の規定により登録を受けた者(以下「事業協力者」という。)について事業協力者台帳(様式第 4 号)を作成し、管理するものとする。

(地域見守り体制の策定)

第 5 条 町長は、地区ごとに事業協力者をもって見守り隊を組織し、見守りに関する業務計画は、地区の状況に応じた体制を事業協力者の意見をもとに策定するものとする。

(支援対象者に関する情報の提供)

第 6 条 事業協力者は、見守り高齢者で、明らかに不自然な行動や身体の異常等が確認された者(以下「支援対象者」という。)を発見したときは、速やかに町長へ報告するものとする。

(必要な支援の実施等)

第 7 条 町長は、前条の規定により報告のあった情報に基づき、民生委員・児童委員、那須町社会福祉協議会及び地域包括支援センターの関係する職員と協議し、支援対象者のうち緊急を有する者については、速やかに必要な支援を行い、緊急

を要しない者については、順次当該支援対象者に適した支援プランを作成するなど必要な措置を講ずるものとする。

(事業協力者証明書)

第8条 町長は、事業協力者に事業協力者であることを確認できる証明書(様式第5号)を交付し、事業協力者の同意を得て事業協力者名を公表するなど広く地域住民に周知するものとする。

2 事業協力者は、見守りを行う場合は、常時証明書を携帯し、必要のあるときは、見守り高齢者に提示するものとする。

(事業の運営)

第9条 町長は、ネットワーク事業の運営に関し、必要な事項については、那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会に諮るものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する

○那須町消防団行方不明者搜索出動要請要綱

(令和3年4月1日告示第122号)

(目的)

第1条 この告示は、町内及び周辺地域(以下「町内等」という。)において行方不明者の生命、身体を保護するため、風水害、地震、火災等による災害を除く人道的及び人心の安定を図るうえから放置できない事象に対して那須町消防団(以下「消防団」という。)が行う搜索活動に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行方不明者 次のいずれかに該当する者で行方のわからないものをいう。

ア 認知症、迷子、心身脆弱、精神不安定、その他緊急に救助及び保護しなければならない者

イ 人命危険を伴う家出者

ウ 山林に入り帰宅しない者

エ 水難事故にあった者

オ 山岳事故にあった者

カ アからオまでに掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(2) 搜索活動 行方不明者を早急に保護しなければ、その生命及び身体に重大な危難が生ずるおそれがあると思料される状況において、行方不明者を発見するため、行方不明者の搜索活動を行う町内等における消防団の活動をいう。

(3) 関係機関等 警察、山岳救助隊、自治会、地域住民で結成された組織、その他搜索に関する機関をいう。

(4) 代決 町長が不在等の理由で決裁が行えない状態にあるときに副町長が、町長及び副町長がともに不在等の理由で決裁が行えない状態にあるときに教育長が一時町長に代わって決裁することをいう。

(5) 代決権者 前号により、代決する副町長又は教育長をいう。

(出動の決定)

第3条 搜索活動への出動は、警察からの協力要請に基づき、町長が決定する。ただし、町長が不在の場合においては、代決権者が決定する。

2 前項の決定により消防団員を招集するときは、消防団長(不在の場合は副団長、消防団長及び副団長がともに不在の場合は所轄の分団長)と協議のうえ決定するものとする。

(直接の要請)

第4条 警察からの協力要請がない場合で、行方不明者の家族又は関係者から、町又は消防団に対し搜索活動の要請が直接あった場合においては、町は速やかに警察に対する搜索願の提出の有無の確認をするとともに、直接の要請があった旨を町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により報告を受けた場合に、搜索願の提出の有無にかかわらず、必要と判断したときは、搜索活動への出動を決定することができる。
- 3 第1項の規定により直接の要請があった場合に、町長及び代決権者が不在のとき又は急を要するため町長に報告ができないときで、かつ、消防団長において至急出動すべきと判断した場合には、消防団長は、町長との協議を待たずに搜索活動への出動を決定することができる。ただし、事後速やかに出動した旨を町長に報告しなければならない。

(出動体制等)

第5条 出動の規模等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出動人員は、状況に応じて町長が判断する。ただし、前条第3項に該当する場合は、この限りでない。
- (2) 行方不明となった地区の分団を主体に招集すること。ただし、搜索日数、搜索範囲等により他地区の分団の出動も考慮する。
- (3) 消防団長は、搜索活動に必要な服装、所持品等を団員に周知すること。
- (4) 消防団長は、安全管理上の留意点を搜索開始前に団員に周知すること。

(搜索日数等)

第6条 搜索日数は原則として3日以内とする。ただし、搜索の状況により、関係機関等と協議のうえ、延長できるものとする。

- 2 搜索活動時間は、日の出から日没までの間とする。ただし、状況により、関係機関等と協議のうえ、2次災害に十分配慮し夜間の搜索活動も実施できるものとする。

(情報の公開)

第7条 町長は、行方不明者の家族等の許可を得て、行方不明者に関する情報を公開することができる。ただし、公開する内容は、氏名、年齢、性別、住所、顔写真、当時の服装等を基本とする。

(費用の負担)

第8条 搜索に関する費用は公費負担とする。ただし、出動命令範囲外での自主的な搜索活動についてはこの限りでない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用し、令和3年2月1日から適用する。

「誰もがいつまでも住み慣れた地域で
自分らしく暮らせるまち」をめざして
～おかえりサポート事業等実施マニュアル～

発行日	令和 8 年 10 月
発 行	那須町
編 集	那須町保健福祉課地域共生推進室 那須町大字寺子乙 2566-1 ☎0287-74-3366 保健福祉課障がい者福祉係 那須町大字寺子丙3-13 ☎0287-72-6917
協 力	那須町総務課 那須塩原警察署 那須消防署